

○現場遺留足こん跡等取扱要領の制定について

(平成5年4月14日例規第14号)

この要領は、遺留足こん跡及び足紋原紙等の取扱いに関し、足跡取扱規則（昭和54年
国家公安委員会第6号）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）に定めるもの
のほか、必要な事項を定めることを目的としています。